

「平成 21 年度統計法施行状況報告」のうち、
第 3 ワーキンググループ対象分野への委員意見

「平成21年度統計法施行状況報告」の別編【基本計画事項別推進状況】に対する委員からのコメント

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性	< 98～105ページ「別紙」参照 >	/	/
(7) 統計基準の設定	各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する
	指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。
	季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>< 98～105ページ「別紙」参照 ></p>	
<p>日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(22年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。</p>	<p>日本標準産業分類は平成19年に改訂されており、次回改定の予定は必ずしも明らかではない。本状況報告p.39の1段目にある「産業連関表の分類との整合確保のための日本標準産業分類の見直し」との調整を要する。ただし、日本標準産業分類は産業連関表のためにだけにある訳ではないので、十分検討する必要がある。(意見であり回答を求めるものではない。)</p>
<p>「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(22年2月)を経て、22年3月18日に統計基準として設定し、22年3月31日に総務省告示第112号により公示。</p>	
<p>平成21年度は取組実績なし。</p>	
<p>日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討に先立ち、商品(品目)別表示を行っている統計を作成している府省のニーズを把握するための準備会合を平成22年3月に開始した。その結果を踏まえ、平成22年度には、統計分類専門会議において本格的な検討を行う予定。 従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、未着手。</p>	
<p>職種別民間給与実態調査等の母集団事業所名簿の作成に当たって、事業所・企業統計調査(総務省)を活用している。【人事院】 国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として、これを活用することとしたところ。【総務省】 平成21年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】 新統計法に基づき、総務省申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を促しているが、行政記録を活用できる調査がほとんどない。なお、平成21年度総務省申請を行った調査における行政記録情報等の活用実績としては、「畜産統計調査、農業経営調査：牛個体識別全国データベース」の利用があったところ。【農林水産省】 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】 港湾統計調査について見直しを行い、平成22年1月から行政記録情報を活用している。また、自動車輸送統計調査についても見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行っていくこととしている。その他の統計調査についても、行政記録情報等の利用範囲の拡大等について検討を実施している。【国土交通省】 駐留軍関係離職者に対し、防衛大臣が講ずる特別の措置(離職前職業訓練)に係る統計調査であり、極めて特殊で限定的でもあり、計画時において検討を行ったが、活用できる行政記録情報等は存在しなかった。【防衛省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(調査計画の策定予定がないため等))</p>	<p>厚生労働省で行われた確認・検討内容について、特に「3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項(9) その他」の「医療施設調査および患者調査について、(中略)、平成23年度調査以降の行政記録情報等の活用可能性について検討する。」とある内容に具体的に関連して、医療施設調査と患者調査に関連してどのような行政記録情報の活用を検討し、検討の結果どのような結論を現時点までに得ているのか、具体的にご教示いただきたい。【厚生労働省】</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。
	統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票が廃止された。(水害統計調査の公共土木施設(補助事業)調査票))</p> <p>また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘をした事例は以下のとおりである。</p> <p>港湾調査(輸出入申告情報等) 国際航空貨物動態調査(輸出入申告情報) バルク貨物流動調査(輸出入申告情報) 消費生活協同組合(連合会)実態調査(消費生活協同組合(連合会)の決算書類) 地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設の運営状況報告(年次報告)) 農業協同組合及び同連合会一斉調査(農協等の業務報告書)</p> <p>【総務省】 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行い、最終的な答申でも指摘した。【内閣府(統計委員会)】</p>	
<p>財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメード集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメード集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメード集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】</p> <p>オーダーメード集計については、平成22年度に3本のアーカンプ要望を申請しているところである。【国土交通省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(提供要請がなかったため等))</p>	
<p>本項目の検討については、事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議で取り扱うこととし、平成22年度は、事業所母集団データベースを整備する過程で課題となった事項、以外で基本計画に掲げられた行政記録情報等の利用に当たって課題となっている事項、個別の統計調査に係る審査を通じて課題となった事項について、整理・検討を行う。</p>	
<p>承認審査の際に確認は行ったが、改善すべき事例は見られなかった。【総務省】 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じ、民間事業者の活用に関する審議を行った。</p> <p>その結果、審議した4件(特定サービス産業実態調査の改正について、国勢調査の変更について、経済産業省企業活動基本調査の変更について、自動車輸送統計調査の変更について)について、妥当であるとの結論を得た。但し、この内、諮問「自動車輸送統計調査の変更について」に関し、サービス統計・企業統計部会の審議の中で、調査実施者と民間事業者との役割分担を明確化した上で公表等の業務に支障が生じることがないよう、委託内容のモニタリングについても要請。【内閣府】</p>	<p>民間事業者の活用は、比較的順調に進んでいると評価できるが、官民競争入札等監理委員会・公共サービス改革小委員会・統計調査分科会からの情報を得たうえで、これまでの実績を検討する必要があるのではないかと。(意見であり回答を求めるものではない。)</p> <p>また、官民競争入札等監理委員会において審議され7月に改定された「公共サービス改革基本方針・別表」を資料として提出していただきたい。</p>
<p>基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえてガイドラインを改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更。</p>	
<p>21年度に「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ(WG)」を設置し、22年度から検討を行っていく予定。</p>	
<p>21年度に「民間事業者の活用の見直し・改善に関するWG」を設置し、22年度から民間事業者の活用効果の検証等を行っていくほか、民間事業者との意見交換を通じて履行能力の把握にも努める予定。</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>21年度は取組実績なし。</p>	
<p>〔統計の体系的整備の推進関係〕 近年、インターネットの普及に伴い、広範囲な産業分野において、電子商取引の活用が進んでいるが、その実態把握は一部に止まっていることを踏まえ、モノ・サービスの販売に関する消費者向け電子商取引の実態を網羅的に把握するため、「消費者向け電子商取引(B to C)実態調査」を平成21年10月に実施した。〔経済産業省〕</p> <p>〔既存統計の見直し・効率化関係〕 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。〔人事院〕 既存統計の作成・報告方法の見直し等を適宜行い、負担軽減や効率化を図っている。〔警察庁〕 平成21年全国消費実態調査の実施に際し、調査世帯を約2000世帯(二人以上の世帯)削減、また、経済センサスの実施に伴い、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査の廃止を実施。〔総務省〕 平成22年度学校教員統計調査において、オンライン調査を導入し効率化を図るため、平成22年度予算に所要経費を計上。〔文部科学省〕 総人件費改革による大幅な人員削減に対応するため、行政ニーズ等を踏まえつつ、既存統計調査の見直し・効率化を推進中。〔農林水産省〕 地方公共団体や報告者の負担軽減の観点から、「特定サービス産業実態調査」において、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、対象28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査の実施など、既存統計の見直しや効率化に努めているところ。〔経済産業省〕 内航船舶輸送統計調査について、民間委託を実施した。また、自動車輸送統計調査について見直し、平成22年10月実施の調査内容の整理合理化により、報告者負担の軽減を図るとともに、民間委託を実施していくこととしている。港湾統計調査についても、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減の観点から、見直しを実施した。〔国土交通省〕 報告者(調査対象者)の負担軽減等を目的として、既存統計の見直し・効率化を行い、平成22年度以降、調査項目の軽量化を図り、簡易な意識調査により実施する予定である。〔防衛省〕 〔他府省では特段の取組実績はない(今後調査実施の際に検討予定等)〕</p>	
<p>必要な統計リソースの確保のため、所要の増員等の要求を行った。〔人事院〕 内閣府経済社会総合研究所において、22年度の定員に関しては、3名の増員を行った。〔内閣府〕 必要な統計リソースを確保している。〔警察庁〕 基本計画に必要な予算として、公的統計の整備に関する検討費を新規に要求、また、基本計画に基づく能動的な調整、基本計画推進機能の発揮を図るための予算を増額要求し、平成22年度予算として措置されたところ。〔総務省〕 「統計データの有効活用の推進」に必要な経費を平成22年度予算に計上。〔文部科学省〕 戸別所得補償制度の着実な実施のために必要な統計の整備に向け、平成22年度の所用の予算・人員を確保。〔農林水産省〕 平成24年2月の「経済センサス-活動調査」の実施に向け、調査実施計画の策定等に係る業務を総務省と連携を図りつつ、関係省庁の協力を得て着実に遂行していくため、新たに「経済センサス企画室」を11月に設置した。 公的統計の作成に携わる職員の統計に関する専門能力を十分に高め、高まる統計ニーズに対応していくため、公的統計の作成やその分析等を行う中核的な役割を担う専門行政官として、新たに産業連関分析研究官を7月に設置・任命した。 基本計画に定められた具体的取組や政府検討会議の検討内容に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成22年度予算を確保した。〔以上経済産業省〕 〔他府省では特段の取組実績はない(統計調査の実施予定がないため等)〕</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 各府省の取組への支援	各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。
	上記により難しく、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】</p> <p>内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】</p> <p>統計研修所の取組は、平成21年7月～8月に、国・地方公共団体等へ、意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を平成22年度研修計画に反映させたもの。具体的には、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体からの「地域別統計セミナー」の増設の要望に対応して、年1回から年2回開催へ ・地方公共団体からの地域分析に重点を置いた研修の要望に対応して、「GIS(地理情報システム)と地域分析入門」の内容を改編し、「地域分析とGIS(地理情報システム)」に改称 <p>総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに研修実施方針を策定。また、本方針に基づき、平成22年3月までの研修計画を策定。 ・統計研修所等が行う各種統計研修を積極的に受講するよう職員に働きかけており、平成21年度は前年度より多くの職員が受講。 ・各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】 <p>省内において統計調査手法研修を実施した。【文部科学省】</p> <p>人員数については業務毎に適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提と考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】</p> <p>計画的に研修を実施しており、平成21年度の受講者数は172人。また、統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【農林水産省】</p> <p>統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成21年度は計14講座実施。</p> <p>省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【以上経済産業省】</p> <p>職場での実務を通じて教育訓練を行い専門的知識付与の向上を図るとともに、研修等へ参加させることにより、中核的職員の確保に努めている。【国土交通省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が小規模であり、中核的職員を確保するニーズがないため等))</p>	
<p>21年度は取組実績なし。</p>	
<p>基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経産省共管の一般統計調査)として実施することを決定した。</p> <p>これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等について調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保した。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受けた。平成22年5月に調査を実施する予定。【総務省、経済産業省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(該当する統計がないため等))</p>	
<p>OECD/労働市場における教育成果に関するネットワークが実施する所得データの収集について、既存統計調査結果である総務省の「就業構造基本調査(平成19年)」を使用して、データの提出を行った。【文部科学省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(緊急ニーズを生じる事案がなかったため等))</p>	<p>文部科学省のケースについて、実際に提出したデータとは何か?もし公表集計表であるならば、総務省が公表している際に付している表番号をご教示願いたい。もし公表集計表ではないならば、提供した内容につき、簡単にご説明をお願いしたい。</p>
<p>直接該当する承認申請事例はなかったが、新型インフルエンザ対策の一環として、承認審査等の弾力的運用を図る措置(21年5月)を講じたのと同様に、承認審査事務の簡素化・迅速化を図る予定。</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>調査員調査で行われる全国消費実態調査(単身世帯)の調査世帯数を600世帯削減し、補完として、民間委託によるモニター調査を実施。【総務省】</p> <p>統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において調査項目の大幅な削減(農林業経営体調査の削減数約160項目)を行うことにより、地方公共団体の事務負担(実査事務、審査事務)を軽減。【農林水産省】</p> <p>特定サービス産業実態調査について、都道府県の事務負担軽減のため、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、調査実施方法を見直し、28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査を実施した。</p> <p>工業統計調査について、平成19年から本社一括調査を希望する企業について国が郵送調査を行っている。【以上経済産業省】</p> <p>近年の港湾を取り巻く状況変化を踏まえ、調査対象港湾を縮減するとともに、報告を求める事項や調査事項の一部削除、陸上出入貨物調査の廃止を行った(平成21年10月30日国土交通省令第62号)。</p> <p>さらに、報告義務者の負担軽減等の観点から、行政記録情報等(港湾法に基づく入出港届及び関税法に基づく輸出入申告)の利用範囲の拡大について、引き続き検討を行っている。【国土交通省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(調査員調査の該当がないため等))</p>	<p>全国消費実態調査での単身世帯600世帯の削減とモニター調査の追加に関して、実際にどのようなことが実現したのか、今までに分かっている範囲で具体的に説明していただきたい(費用の削減、回収率の変化、回答パターンの変化、モニターとそれ以外の場合との違い、調査員が減員できたのならその人数、調査員数以外での作業量の変化のうち主な点、等々)。【総務省】</p> <p>厚生労働省で行われた確認・検討内容について、特に「3.社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項(9)その他」の「医療施設調査および患者調査について、(中略)、平成23年度調査以降の行政記録情報等の活用可能性について検討する。」とある内容に具体的に関連して、医療施設調査と患者調査に関連してどのような行政記録情報の活用を検討し、検討の結果どのような結論を現時点までに得ているのか、具体的にご教示いただきたい。【厚生労働省】</p> <p>第31回統計委員会(2/22)での、「自動車輸送統計調査の変更」において、国土交通省より、「コストの関係ですけれども、今回見直すもう一つとしては、地方出先機関を經由した調査員調査から民間事業者を活用した郵送調査に変えるということを考えておりまして、その関係で金額的には若干減るということでございますけれども、それも今年はいろいろシステムを変えたりするのでかかるのであって、来年以降はまた更に若干減るだろうと思っておりますけれども、中身的には地方の職員、あるいは地方が使っていた協会の調査員の方、そういった面では予算的には出てきませんが、相当な人件費の節約にはなっていると考えております。」(「内は議事録より直接引用」との発言があったが、このことが左記に書かれていないのはなぜか?また、もしこの件が左記に書かれてしかるべき事項であったとした場合、「相当な人件費の削減」とは具体的にどの程度のことを意味しているのか、ご教示願いたい。【国土交通省】</p>
<p>平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置した「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)を設け、一部の地方公共団体にもオブザーバーとして参加を求め、同年7月から各府省等による具体的な検討を開始。</p> <p>同WGにおける検討の中で、地方公共団体における事務負担の軽減及び統計調査業務の効率的・計画的な遂行等に資する観点から、都道府県統計主管課を対象とする各府省主催の各種会議の合理化・効率化、地方統計機構経由で実施する各統計調査に係る年間業務スケジュールの事前提供、統計調査員に係る栄典事務の合理化・効率化に係る具体的方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。</p> <p>産業関連統計の体系的整備の軸となる経済センサスー活動調査について、経済センサス-活動調査推進関係府省会議等を2回開催し、地方の調査負担の軽減等の観点から、調査環境の整備、広報方策等に関して、政府部内の検討を進めるとともに、情報の共有化を図った。</p>	<p>資料として「都道府県の統計専任職員定数の推移」の資料を提出していただきたい。</p> <p>「統計基盤の整備に関する検討会議」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。ホームページ等で公開されているならば、そのアドレスを提供いただければ十分。</p> <p>統計基盤の整備に関する検討会議の下に設けられた「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。ホームページ等で公開されているならば、そのアドレスを提供いただければ十分。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
	各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。
	統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>福井県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】</p> <p>平成22年度学校基本調査(初等中等教育機関)において、市町村別集計の閲覧公表を行うことについて検討を行った。【文部科学省】</p> <p>統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において、地方設定項目(最大5項目)を設け、地方公共団体のニーズを踏まえた調査事項を設定。【農林水産省】</p> <p>港湾統計の公表結果については、社会資本整備重点計画(取扱貨物量等に応じたコンテナターミナル、航路等の整備)の基礎資料となるほか、港湾管理者が策定する港湾計画の基礎資料(将来貨物量の推計等)として広く活用されている。</p> <p>また、業務の効率化や報告者負担の軽減を念頭に地方公共団体等(港湾管理者)と共に行政記録情報の利用範囲の拡大を進め、調査票情報との区分整理を行ってきた。</p> <p>さらに、地方別表章については、現状、集計表による報告を基に港湾ごとの表章を行っており、ニーズを踏まえ更なる改善方策の検討に努めている。【国土交通省】</p>	
<p>都道府県の人事当局が再任用短時間勤務職員を職員定数条例の定数として管理する旨を定め、運用している場合には、交付対象の範囲として取り扱う方向で検討。この検討に資するため、都道府県から同職員に係る定数上の取扱い等に関する情報を収集。</p> <p>なお基準単価の見直しに関し、平成21年度は取組実績なし。</p>	
<p>地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。</p> <p>なお、各府省が広く国民向けに統計調査結果の有用性情報の周知・広報に取り組むことを盛り込んだ「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。</p>	<p>左記の「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を入手したい。</p>
<p>「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」(WG)において、上記の地方公共団体の事務負担軽減方策の検討に加え、左記の課題に対応した多岐に亘る検討事項のうち、統計調査員の活動環境の整備(統計調査員の安全対策の推進等)、国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用について検討を行い、具体的な対応方策を取りまとめ、これに基づき、各府省は平成22年度から順次実施することを決定。</p>	<p>統計基盤の整備に関する検討会議の下に設けられた「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」での、議論の内容や審議状況などを示す文書があればご教示願いたい。もしなければ、議事内容のメモや配布された資料等をご教示願いたい。ホームページ等で公開されているならば、そのアドレスを提供いただければ十分。</p>
<p>地方公共団体とも連携し、以下の取組を通じて統計調査員の役割や社会的重要性の周知・広報を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統計データ・グラフフェア(平成21年10月10日～12日に新宿駅西口イベント広場で開催)において、統計調査員に関するパネルを展示 2 次の政府広報媒体の活用し、統計調査員について掲載・紹介 <ul style="list-style-type: none"> 政府広報誌「キャビネット」(平成21年9月号)への掲載 政府広報テレビ番組の「ご存じですか」で紹介(平成21年9月24日放映) 政府広報ラジオ番組の「HAPPY!ニッポン!」で紹介(平成21年10月10日放送) 政府インターネットテレビの「生活に身近な統計」で紹介(平成21年11月19日掲載)【総務省】 <p>(他府省では特段の取組実績はない)</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<p>統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</p> <p>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</p> <p>府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>当省において確保している登録調査員について、登録の際に、「他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向」を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】 〔他府省では特段の取組実績はない〕</p>	
<p>10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】 新たに研修実施方針を策定。また、本方針に基づき、平成22年3月までの研修計画を策定。 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っており、今後も継続できるよう努める所存。【以上総務省】 省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。 ・統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成21年度は計14講座実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【経済産業省】 中核的職員については、可能な限り、省内における統計利用部局と作成部局間の異動をさせており、また、平成22年度から他省庁の再任用職員の採用を行うこととした。【国土交通省】 〔他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が業務統計であり、統計に特化した人材育成の必要性がないため等)〕</p>	<p>中核的職員の育成とともに、そのような職員の府省内、府省間の人事交流を促進することが重要である考える。同時に大学等の研究機関との交流も積極的に推進すべきである。大学等の研究機関との昨年度の交流実績の資料を提出していただきたい。</p> <p>必要な人員の量的な確保を前提として、質の向上(人材のスキルアップ)を重点的に考えていく必要がある。そのために、府省間の横のコミュニケーションを密にして、成功事例を参考にするのがよいのではないかと考えるが、これまでに府省間の人事交流で効果が高かったと思われる事例があれば紹介していただきたい。</p> <p>中核的職員に関する人材育成方針等を定めているのか。定めている場合はその方針を知りたい。 統計職員の質について、現状の把握はどの程度行われているのか。 (例えば、指標として、 ・統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合 ・現在の職員の在職期間の分布(当該部局における累積在職年数が5年未満・10年未満・10年以上の割合) などが把握されているか。)</p> <p>学界との人材交流について、今後の方針をどのように考えているか。 (将来への課題であるが、より根本的なリソースの質向上の方策として、内部的配置による強化も重要であるが、学界とのより強い交流が必要と思われる。例えば、若手学者用の客員研究員のポスト(2年くらい本務を休職して勤めて貰う)を設けることなど。この問題は、5(2)、3(1)、3(3)アとも関連している。 現在、各府省で行われている研修は、基本的に初心者向けの基礎的な研修が殆どだと思われるが、学界との緊密な関係を通じ、統計利用による研究等の最前線の動向に関する知見を得ることは、中級の研修に匹敵し、職員の質向上につながる。 更に、このような制度は、学界における公的統計の理解者を増やすというメリットもある。(現状は、あまり多数とはいえない。) 学界のサポートは、「国民的理解」(3(3)ア)という側面の重要な要因である。)</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。</p>	各府省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<p>各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。</p>	総務省	平成22年度から実施する。
	<p>各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。</p>	総務省	平成22年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	<p>国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。
	<p>統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。</p>	総務省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>今後、人事評価制度において、統計関連職員については統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努めることとしたい。【人事院】</p> <p>統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業務目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</p> <p>人事評価において、業務における専門的知識の習得等に関連する事項を可能な限り設定させ、所定の成果があると認められる場合はプラス評価を行うことについて検討予定。【総務省】</p> <p>平成22年度から、人事評価の目標に関連項目を設定する予定で準備を行った。【文部科学省】</p> <p>平成22年度の実施を目標に、今年度の実施状況を踏まえ各担当の実情に合わせた目標の設定を検討する。【厚生労働省】</p> <p>従前から、目標設定に当たっては、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項について設定。【経済産業省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(所管の統計調査が業務統計であり、統計に特化した人材育成の必要性がないため等))</p>	
<p>統計研修所において、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一次統計作成上の実務能力向上」については、平成21年度に、「調査設計・分析」課程を改編し、調査設計に重点を置いた「調査設計」課程を実施 ・「二次的利用における実務能力向上に直結する研修」については、平成21年度に、「マイクロデータの二次的利用に関する研修の検討会」(2回)及び模擬研修を実施して検討を行い、平成22年度に本件に係る研修を実施予定。 	
<p>21年度は取組実績なし。</p>	
<p>内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</p> <p>カンボジア政府の統計能力を向上させるためカンボジア統計局に対し支援を実施。国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し(平成21年7月、10月)、それぞれ、職員6名、13名が受講。</p> <p>国際会議に20度、職員延べ31名が出席。</p> <p>国連統計委員会に委員国として出席し、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)管理評議会では副議長を1度務め、また国際統計協会(ISI)大会では、セッションの議長を1度務めるとともに、1度発表を行った。</p> <p>外国の統計局等の関係機関に職員延べ8名が訪問し、情報収集等を実施。</p> <p>SIAPにおいて、7種の研修コースを実施し、外国から95名の研修生を受け入れを実施(本邦において実施したものに限り)。【以上総務省】</p> <p>OECDの国際統計関係会議に4回、職員延べ7名が出席。【文部科学省】</p> <p>スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当系への配置、業務内容に合わせた在任年数、また研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</p> <p>次の通り、職員の経験等に応じ業務を通じた能力の向上方策を実施した。</p> <p>ラオスで実施していたJICAプロジェクトを通じて、ラオス農林省に、短期専門家として3名の職員を派遣した。</p> <p>国際会議、海外調査のため、のべ8名の職員が海外出張した。</p> <p>JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計にかかる本邦研修に講師として職員13名を派遣した。【農林水産省】</p> <p>国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計にかかる本邦研修への講師派遣、国連等国際会議への参加、東アジア地域に対する統計協力のための担当チーム組織の設置等により、統計の知見や語学力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。</p> <p>なお、東アジア地域に対する具体的な統計協力としては、東アジア製造業統計専門家会議(EAMS)、日・アセアン経済産業協力委員会統計WG(AMEICC/WGS)及び国連統計委員会への参加、ベトナム生産統計プロジェクト、日中国際IOプロジェクトの実施など。【以上経済産業省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(国際統計分野とは関連性を有しないことから、人材育成の必要性がないため等))</p>	<p>国際統計分野で活躍できる職員の養成について、どのような方針をもっているか。</p> <p>今後、海外の政府統計機関への派遣を行うことに対して取組の方向性はあるか。(例えば、EurostatやStatistics Canadaへの短期研修等を検討してはどうか)</p>
<p>国際的な課題について各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場として「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、平成21年度は2回開催した。</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
	各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
21年度は取組実績なし。	
<p>「統計委員会と統計利用者との意見交換会」を2月、3月に実施。2月は国民経済計算を中心とした経済統計分野に関して市場エコノミストから、3月はワーク・ライフ・バランスを中心とした人口社会統計分野に関して学識経験者から統計に関する意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p> <p>把握したニーズは、委員会で検討の上、法施行状況報告に対する調査審議などに活用する。</p>	
<p>「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い統計の整備及び提供を支援した。</p>	アンケート結果について知りたい。
<p>「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)の下に「統計の品質評価に関するワーキンググループ」(WG)を設け、平成21年12月より、各府省等による具体的な検討を開始し、22年3月に「公的統計の品質に関するガイドライン」を策定(平成22年3月31日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。</p> <p>これに基づき、各府省において平成22年度前半に試行的な検証を行った上、その結果を踏まえ、22年度後半から改めてWGにおいて品質の表示項目や表示方法・区分等について検討を行い、22年度末までにその内容を決定した上で、23年度から本格実施の予定。</p> <p>公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成21年度に検討を開始し、概ね合意が得られたことから、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知する予定である。</p>	<p>利活用される統計の品質を確保するとの視点から、たとえば回収率が属性(たとえば、地域)別に異なっているような統計調査について、属性別の回収率もしくはそれに関連する情報をどのように利用者に提供するか(もしくは、しないか)ということは議論されているのかどうか、ご教示願いたい。</p>
21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。	
21年度は取組実績なし。	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に実施する。
	報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。
3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 イ 非協力者への対処方針	各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成21年度に結論を得る。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」を4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討</p> <p>上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定</p>	
<p>人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。</p> <p>調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】</p> <p>定期的にホームページの掲載内容等の見直しを図っている。【警察庁】</p> <p>統計局・政策統括官・統計研修所において、ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した方針を作成。【総務省】</p> <p>「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会業務の議決定)に基づき定められた「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく共通メニュー化等への対応、HP利用者の利便性を図るための各種改善及び利用者の利用状況、ニーズを把握する統計情報への要望欄を設けるなどした。【農林水産省】</p> <p>国民への広報・啓発活動については、時宜にかなう資料を掲載する欄(「トピックス」欄)に統計のトップページから直接入れるようにし、経済センサスや民間事業者の活用に関する資料、主要統計の発表後に配信する調統メールマガジンの内容などをタイムリーに掲載している。また、経済産業省の統計についてグラフ等を用い簡潔に紹介したリーフレット「経済産業省の統計の紹介」や統計の利活用事例を記載したリーフレットの電子版パンフレットなどを掲載し、統計の理解増進に努めている。</p> <p>企業への広報活動については、調査対象に対する協力依頼のページに統計のトップページから直接入れるように「調査にご協力いただいている方へ」の欄を設け、調査時期に合わせて掲載内容を更新している。【以上経済産業省】</p> <p>最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠した掲載の実施について指示の上、対応を行った。【国土交通省】</p> <p>平成21年度に実施した調査結果をホームページにおいて公表した。【防衛省】</p> <p>(他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等))</p>	
<p>統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループを4回開催し、各府省等の協力を得て、統計調査の円滑な実施を図るためのマンション・ビル管理業界団体等に対する協力要請に向けた具体的方策について検討</p> <p>上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定</p>	
<p>統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループを4回開催し、各府省等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討</p> <p>上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	<p>教員への研修について、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。 	総務省	平成23年度から実施する。
	各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
	上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。</p> <p>調査に非協力的な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【以上人事院】</p> <p>「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、現在、検討を行っているところ。【総務省】</p> <p>経済産業省では、非協力的者の提出促進を図るため、毎年「調査票提出促進運動」を実施しているところ。平成21年度においては、経済産業省、都道府県において非協力事業者約6000事業所に電話・訪問等で調査協力を依頼するとともに、約600の業界団体・工業会等に対し、加盟の調査対象企業、事業者に対し周知をするよう協力を依頼。【経済産業省】</p> <p>〔他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)〕</p>	
<p>募集方法等について、検討中。</p>	
<p>21年度は取組実績なし。</p>	
<p>平成22年5月12日に、統計局等ホームページの統計学習サイトをリニューアル予定。小学校高学年から中学生を対象に統計学習に関する親しみやすいコンテンツを掲載。先生向けサイトには、有識者の協力を得て開発した授業モデルや補助教材など実践的なコンテンツを収録。【総務省】</p> <p>小学校で我が国の工業について学ぶ小学5年生に照準をあて工業統計のキッズページを平成19年度より掲載。このキッズページは、日本の工業について、工業統計を用いたクイズやグラフ作成を行うことにより統計を学び、統計を身近に感じられるような構成にしている。【経済産業省】</p> <p>〔他府省では特段の取組実績はない(「統計に対する国民の理解増進ワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)〕</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。また、オンサイト利用に係る関連情報の収集を行い、統計データの有効活用に関するワーキンググループにおいて各府省に提供を行った。</p> <p>各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</p> <p>平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は6調査、また、匿名データの提供を開始した統計調査は4調査であった。具体的には次のとおり。</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管) ・国勢調査(総務省) ・学校基本調査(文部科学省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・農林業センサス、漁業センサス(農林水産省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省) 	<p>現在、必ずしも利用件数が多いが、その理由はどのように考えているか、今後利用件数を増やすためにどのような手立てが考えられるか。また、二次的利用で提供されている調査の範囲(対象年や対象調査項目等)を拡大する見通しはあるか。</p> <p>現在匿名データとして提供されている調査について、調査対象年の拡大(より古い統計の匿名化など)の見込みはどうか</p> <p>利用者からのニーズの把握はどのように行われているのか？また、利用者からの意見をどのように運用に反映させているか？提供される変数や使い勝手などについて、要望を聞いているか？</p> <p>利用者からのニーズの多い統計ほど、匿名データを作成した場合に利用が多いと思われる。ニーズを踏まえた検討の配慮はなされているか？</p> <p>初年度に対応できなかった府省については、今年度以降の対応の具体的方針を知りたい。</p> <p>(初年度としては、作成・提供についてのそれなりの成果はあがっていると考え。統計への支持・理解の促進の有効な手段の一つとして、学界との連携を強めて、支持を得ることがあると思うが、オーダーメイド集計、匿名データの提供をより強力に推進することは有効であると思う。)</p> <p>匿名データの利用は4統計、20件ということだが、具体的に提供実績はどのようなものか。</p> <p>3月に開かれた統計利用者との意見交換会で、シカゴ大の山口教授が、「日本では欲しいデータを全てリストしなければ提供されないで申請をやめた。」と言われたが、現状も全てリストしなくてはいけないのか？利用までの流れは現在どのようになっているのか。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。 ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。	総務省	平成25年度までに結論を得る。
イ 調査票情報等の保管方法	上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。
	上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。	各府省	平成23年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 イ 調査票情報等の保管方法	上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。
5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成21年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
統計データ・アーカイブの整備に向け、関連情報の収集を行った。	
調査票情報等の保管に関するガイドラインの検討に当たって、関連法令等に係る情報収集を行い各府省に対して情報提供したほか、調査票情報等の廃棄を防ぐためガイドラインの改定までの時限的措置として調査票情報等に係る保存期間の延長について各府省に協力依頼を行った。今後ガイドライン策定に向けて関係機関と調整を進めていく予定。【総務省】	保管と管理の状況を精査し、改善する必要があるか？たとえば磁気媒体で保管されているという統計であっても、すぐにそれが読み取れる状況になっているかどうかは別問題。また、過去の調査について、公表集計データを作成する際に使われたプログラムを保管していないケースがあるのではないかと。一度収集された統計が失われることがないように、また、一度行った集計を再現可能になるよう、保管を徹底する必要があるか？
調査票情報及びこれに付随する書類の保管状況について、「統計法第33条の運用に関するガイドライン」様式1に基づき整備中。【厚生労働省】 〔他府省では特段の取組実績はない(「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」における検討結果を踏まえて具体的方策を検討予定のため等)〕	
21年度は取組実績なし。	
<p>今後、事業所・企業データベースによる重複是正チェック及び被調査履歴登録の実施を検討したい。【人事院】</p> <p>最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、重複是正の実施状況、統計表移管システムへの移行状況について把握し移行作業を開始した。未実施分については、順次実施する予定</p> <p>移行作業の実施を通じて、共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</p> <p>当庁で行っている統計の一部を共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると同時に、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</p> <p>政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は約39万4千件を登録(22年3月末現在)(対前年度比約100%増)。</p> <p>政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成21年度中の統計表へのアクセス数は約3千万件に増加(対前年度比約100%増)。</p> <p>平成20年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成21年8月31日)。同報告書の評価に基づき、取組が低調な府省からヒアリングを行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】</p> <p>最適化計画のフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務最適化推進協議会」等に出席し、同計画の検討に参加している。【文部科学省】</p> <p>平成21年6月末をもって「厚生労働省統計表データベース」に蓄積されていた統計表データを「政府統計共同利用システム」の「統計表管理システム」に移行し、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。</p> <p>4月～5月及び9月～10月にフォローアップ調査を実施済。【以上厚生労働省】</p> <p>最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを毎年度着実に実施。最適化計画に基づき対応に努めるとともに、23年度の同計画の見直しに向け、課題を整理中。【農林水産省】</p> <p>経済産業省所管の統計調査の統計表(結果表)については、平成20年度末までに、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録を行った。また、登録作業後公表した統計調査については、平成21年度末までに登録を行っている。</p> <p>経済産業省所管の基幹統計(10種類)の統計表データについて、平成21年度末までオンライン報告については、平成21年7月から政府統計共同利用システムの利用を開始。経済産業省調査統計システム(STATS)の構築にあたっては、最適化計画に基づく最適化計画に基づくフォローアップ調査により、各統計についての諸課題等を把握し、〔他府省では特段の取組実績はない(統計調査を行っていないため等)。〕</p>	政府統計共同利用システムの次期システムの構想、またe-governmentとの関係について、知りたい。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。
	公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。
(3) 統計の中立性	上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表する。 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>平成22年4月開催のワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の準備のため、経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、新たなプログラム言語の開発等所要の検討を行った。</p>	
<p>統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力を要請を行った。</p>	
<p>平成22年度より、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を行うこととした。【厚生労働省】 公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のため、平成22年度予算を確保。平成22年度に「電子商取引に関する動向調査」、「純粋持株会社や企業のグループ活動に関する調査」等について調査研究を実施し、学会等の有識者の知見を活用する。【経済産業省】 〔他府省では特段の取組実績はない(研究等の推進が必要と思われる統計がないため等)。〕</p>	<p>学会との連携に関する今後の取組をどのように考えているか。 (学界との連携を強めて、学界に支持して貰うことが、統計への理解促進のための一番有効な対策ではないかと思う。そのためには、統計作成者と学者との恒常的かつオープンな交流の場を作ることが有効であると思う。統計作成者の質の向上にも繋がるというメリットもある。ただしオープンな場を作らず、現在のようなアドホックな形の連携であると、必ずしも最先端の知識が伝わらない可能性が残る。(Eurostatでは、かなりアカデミックなコンファレンスが開催されていることが参考になる。)</p>
<p>日本品質管理学会に対し統計の品質評価に関する研究を要請することを通じ、学会における統計の品質評価の研究促進を図った。</p>	
<p>職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】 大学からの依頼に基づき、公的統計サテライトの管理運営と普及啓発に関する助言等のため職員を大学に派遣。 日本統計学会及び日本人口学会等に職員の講師派遣を実施。 平成22年度に実施する研修に係る講師選定について現在検討中。【以上総務省】 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】 総務省統計研修課程などを活用し、統計職員の人材育成を行っているが、今後の育成については、引き続き検討を行う。【厚生労働省】 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。平成21年度は大学、地方公共団体、JICA、消費者問題に係る研究会等に講師を派遣した。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互交流を通じて連携を強化していく。【経済産業省】 〔他府省では特段の取組実績はない(大学等との連携強化が必要と思われる統計がないため等)。〕</p>	
<p>21年度は取組実績なし(22年度以降「統計の品質評価に関するWG」における検討結果を踏まえて対応していく予定)。</p>	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	<p>総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。</p> <p>統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。</p>	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。
	<p>総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	<p>関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。

平成21年度中の検討状況又は進捗状況	委員からのコメント
<p>基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、「公的統計基本計画推進会議」を設置。同日に開催した第1回会議では、基本計画に掲げた施策の具体的推進を図るため、その推進体制等に係る申合せを実施。</p> <p>また、基本計画の推進を図る観点から、7月及び12月にそれぞれ会議を開催し、平成21年度から検討を開始又は平成21年度末を期限として検討が求められている事項等を中心として、各府省から基本計画に掲げた施策への対応・進捗状況等について報告を求め、府省間において情報共有等を図るとともに、意見交換を実施。</p>	
<p>平成22年4月下旬を期限として各府省に対して提出を求めた平成21年度の統計法の施行状況報告の中で、基本計画の進捗状況についても併せて提出を求め、その結果を取りまとめの上、6月開催の統計委員会において報告予定。【総務省】</p> <p>平成21年度は左記事項について直接対応はしていないが、平成22年度に行う予定の法施行状況報告に関する審議の事前準備として、以下のような活動を行った。</p> <p>第28回統計委員会(平成21年11月20日):政府としてのとりまとめ部局である総務省(政策統括官室)から政府全体の推進体制や法制度の仕組み等について説明し、質疑等。</p> <p>第29回統計委員会(平成21年12月18日):総務省(政策統括官室)から各府省の取組状況について報告し、質疑等</p> <p>第30回統計委員会(平成22年1月20日):前回の統計委員会では出された委員からの質問等に対して、総務省(政策統括官室)が回答し、他省庁からも補足説明し、質疑等【内閣府(統計委員会)】</p>	
<p>平成21年度に受けた諮問に関しては、必要に応じて、答申の中で、基本計画別表に掲げられた措置との整合性について言及した。</p> <p>例えば、</p> <p>諮問「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」に係る答申:統計委員会の基本計画答申の中で、本分類を新たに新統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として設定する必要があるとの指摘をしていることを確認。</p> <p>諮問「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」に係る答申:基本計画において同調査の直接的な指摘はないものの共通する事項である。</p>	
<p>平成21年度は実施していない。</p>	

「平成 21 年度統計法施行状況報告」の別編以外に対する委員からのコメント

本編、別編、資料編の別	本編
担当府省名（部局名）	総務省政策統括官室
該当の項目	調査票情報の利用及び提供 表 18、表 19
<p>（審議すべきと思われる事項）</p> <p>上記で利用のあった統計を、<u>統計調査の名前別</u>に利用件数を出していただきたい。もし、1 調査あたりの件数が少ない（たとえば、1 件だけ）の統計が多いなどの事情がある場合には、2 件以上利用のあった統計調査に限定していただいてもかまわない。33 条の 1 と 33 条の 2 は、できればそれぞれ別々に統計調査名と件数を出していただきたい。</p>	

本編、別編、資料編の別	
担当府省名（部局名）	総務省政策統括官室
該当の項目	
<p>（審議すべきと思われる事項）</p> <p>基本計画よりも統計法そのものに係ることであるが、第 33 条（調査票情報の提供）第 2 項の修正</p> <p>現在、この規定により、一般の研究者が名簿の提供を受けて、それに基づき独自の調査を行うことはできない。旧統計法の下では、それは可能であった。</p> <p>具体的に指摘があったのは、研究者が医療施設調査の名簿の提供を受けて、そこから抽出した施設に独自の調査をしようとしても、名簿そのものが提供されない。</p> <p>（意見であり、回答を求めるものではない）</p>	